

9. 理事会の運営に関する規程

第1条 一般社団法人日本環境衛生施設工業会（以下「本会」という。）定款第30条の規定に基づく理事会の運営は、この規程の定めるところによる。

第2条 理事会は、本会の運営が公正かつ能率よく行われるよう、理事の互選により次の各号の業務について分担する理事を定め、その責務を遂行するよう努めなければならない。

- (1) 企画運営担当 若干名
- (2) 技術担当 若干名

2 前項により業務を分担する理事の中から、当該業務を分担する理事の協議により、業務の円滑な遂行を図るため代表者及び代表者代行を選出しなければならない。

3 前項の代表者及び代表者代行は、常時分担する業務について事務局又は企画運営委員会、技術委員会、その他の委員会若しくは分科会の長から報告を受けるほか、必要に応じ会議に出席し、業務の把握に努めるとともに、これを理事会又は常任理事会に報告しなければならない。

第3条 会長は、会議を招集するときは、あらかじめ書面をもって理事に通知するものとする。ただし、緊急止むをえない場合には他の方法によることができる。

第4条 理事は、会議に出席できない場合は、あらかじめ文書により通知された事項について書面により意思表示することができる。

第5条 会議は非公開とする。ただし、議長が必要と認めたときは、これを公開することができる。

第6条 会議に付すべき議案、その順序および議事日程は会長が定める。

第7条 会議において発言しようとする者は議長の許可を受けなければならない。

第8条 議決は、口頭、挙手又は無記名投票によって行う。ただし、必要により記名投票によって行うことができる。

第9条 議長は、事務局員に会議の議事録を作成させる。

2 前項の議事録は、会議の後すみやかにこれを理事に送付しなければならない。

第10条 会議に出席した理事は、議事録の送付を受けた場合において記載事項に誤りがあると認めるときは、次回の会議までの間において修正を申し出ることができる。

第11条 議事録は、作成の日から5年間事務局において保管するものとする。

附 則

この規程は、昭和54年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。